

AR を活用したメリケンパーク魅力向上業務
公募型コンペ実施要領

令和3年1月8日

神戸市港湾局
一般財団法人神戸観光局

目 次

1	業務の名称	1
2	業務の概要	1
	(1) 業務の目的	
	(2) 業務委託額の上限額	
	(3) 業務対象区域	
	(4) 本業務に関する主体	
	(5) スケジュール	
3	応募資格	2
	(1) 資格要件	
	(2) 欠格事由	
4	企画提案の条件	3
	(1) AR コンテンツに盛り込む要素	
	(2) 運用に関する提案	
	(3) 運用開始時期	
	(4) その他留意事項	
5	応募手続き	4
	(1) 応募申請手続き	
	(2) 質問の受付	
	(3) 企画提案書の提出	
	(4) 提案に要する費用、条件等	
6	優先交渉権者の選定	6
	(1) 選定方法	
	(2) 審査基準	
7	契約に関する事項	8
	(1) 契約の方法	
	(2) 委託料の支払い	
	(3) 契約書案	
	(4) その他	
8	提出先・問い合わせ先	8

1 業務の名称

AR を活用したメリケンパーク魅力向上業務

2 業務の概要

(1) 業務の目的

神戸港の代表的な観光エントランスエリアであるメリケンパーク（以下、当該地）は、平成 29 年の神戸開港 150 年に合わせてリニューアルし、芝生広場やイベントで活用できるオープンスペースの拡張、夜間景観等の整備、「BE KOBE」のモニュメントの設置などによって来訪者数の増加を図ってきたところです。

本業務は、AR（Augmented Reality：拡張現実）を活用して、外国人を含む観光客及び市民の来訪を促すための仕掛けづくりを行うことで、観光エリアとしてのポテンシャルに磨きをかけ、更なる魅力向上を図ることを目的とするものです。

なお、本実施要領は、AR を活用した観光コンテンツの磨き上げや、来訪者を促す仕掛けづくりを制作する委託事業者を、公募型コンペ方式にて募集するものです。

(2) 業務委託額の上限額

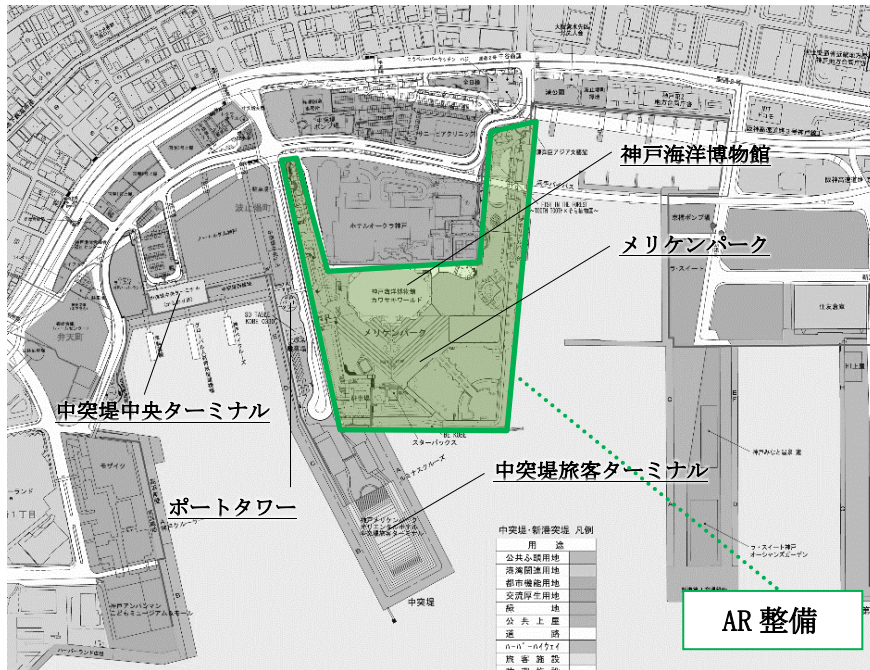
本業務の委託額は、受注者が業務の遂行に必要な経費を含め、15,000 千円（消費税を含む）を上限とし、限度額の範囲内で提案して下さい。

(3) 業務対象区域

神戸市中央区波止場町 2 及び 5（メリケンパーク）

※AR 展開空間は下図緑枠内とします。

※業務対象区域には KOBE Free Wi-Fi が整備されています。



(4) 本業務に関する主体

本業務の委託契約主体は神戸市とし、公募コンペの事務局は一般財団法人神戸観光局とします。

- ・ 契約主体：神戸市港湾局 担当：ウォーターフロント計画課 澤田・大待
- ・ 事務局：一般財団法人神戸観光局港湾振興部事業課 谷口・石田

(5) スケジュール

(Ⅰ) 実施要領配布	令和3年1月8日(金)
(Ⅱ) 質問受付締切	令和3年1月22日(金)
(Ⅲ) 質問に対する回答	令和3年1月下旬(予定)
(Ⅳ) 応募申込書及び企画提案書の受付開始	令和3年2月1日(月)
(Ⅴ) 実施要領等配布終了	令和3年2月9日(火)
(Ⅵ) 応募申込書の提出期限	令和3年2月9日(火)
(Ⅶ) 企画提案書の提出期限	令和3年2月15日(月)
(Ⅷ) 提案内容のプレゼンテーション・ヒアリング	令和3年3月上旬(予定)
(Ⅸ) 優先交渉権者の決定	令和3年3月下旬(予定)
(Ⅹ) 契約締結	令和3年3月下旬(予定)

3 応募資格

(1) 資格要件

応募者は、本実施要領に従って、ARを活用したメリケンパークの魅力向上に資する企画立案から設計・制作まで自ら実施する個人及び企業、又は複数の企業(個人を含む)で構成される企業グループとして下さい。なお、企業グループで申し込む場合には、以下の内容を遵守して下さい。

- ① 企業グループの中から代表企業を決定し、その意思決定を代表して下さい。
- ② 代表企業は、応募申込書(様式2)、企画提案書(様式5)に基づく業務の総括、代表企業以外の企業(構成員企業)間の調整、神戸市及び神戸観光局との調整の窓口を行い、構成員企業は業務分担計画(任意様式)に基づいて役割を分担して下さい。
- ③ 企業グループの代表企業及び構成員企業は、他の企業グループの代表企業及び構成員企業になることができません。

(2) 欠格事由

応募者である企業又は企業グループの代表企業・構成員企業が、以下の者に該当する場合は失格とします。

提出された法人情報を申込資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があると同時に、契約後以下の①～⑧に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約解除の対象になります。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
- ② 破産法(平成16年法律第75号)第18条もしくは第19条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続き開始の申立てがなされているもの
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの
- ⑤ 国税(法人税及び消費税)及び地方税を滞納しているもの
- ⑥ 神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止の措置を受けているもの
- ⑦ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)に基づく暴力団等に該当するもの
- ⑧ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人

4 企画提案の条件

AR を活用したメリケンパーク魅力向上の企画提案は、以下の要素を踏まえて提案して下さい。

(1) AR コンテンツに盛り込む要素

以下は例示であり、全ての要素を盛り込む必要はありません。事業者の持つノウハウを活かし、自由で独創的な発想で提案して下さい。ただし、メリケンパークの立地環境を活かした観光コンテンツの磨き上げに資する要素を盛り込むこととします。

① 観光コンテンツ・情報コンテンツ

ア 神戸ポートタワー及び神戸海洋博物館、遊覧船、近隣観光施設等の情報発信

イ メリケンパーク及び園内モニュメントの案内情報や魅力発信 など

※業務対象区域周辺の観光施設及びモニュメント、神戸市若しくは神戸観光局が著作権を有するキャラクター、及び神戸市の上位計画等については別紙 1 を参照して下さい。

※例示を以下に示します。

- ・ キャラクター等を活用した魅力的な観光案内
- ・ BE KOBE、噴水、ステージ等を活用したメリケンパークの魅力発信
- ・ モニュメントを活用した回遊性を促す仕掛けづくり
- ・ 過去の神戸港の再現 など

② 新規の来訪者及び再来訪を促す仕掛けづくり

ア メリケンパーク園内を活かし、能動的な体験ができるコンテンツの導入

イ 夜間景観を活かした夜間演出コンテンツの導入 など

※例示を以下に示します。

- ・ 神戸ポートタワー等の AR 上での飾りつけ(七夕、ハロウィン、クリスマス など)
- ・ 既存夜景とのコラボレーション
- ・ 映画のような幻想的な景色の演出 など

(2) 運用に関する提案

運用については、本業務とは別業務とし、優先交渉権者ないしは受注者と神戸市による協議を経て決定することとします。

① 広報手法

AR の利用を広く広報するための効果的なプロモーション方法を提案して下さい。なお、神戸市は、神戸市ホームページ・神戸観光局ホームページ・神戸市の運用する SNS の活用や現地における PR も検討しておりますので、これらの PR との連携方法も提案に含めて下さい。

② 保守運用（本業務とは別業務とします）

- ・ 令和 3 年度以降の保守運用費（年間費用）について提示して下さい。
- ・ 障害発生時の対応について、具体的に提示して下さい。
- ・ アプリの使用時に発生する問題等の問い合わせも含めることとします。
- ・ 効果的に運営経費を確保する方法（広告収入モデル・チケット販売等）も提案して下さい。

(3) 運用開始時期

令和 3 年 10 月 1 日までに運用が開始できるように提案して下さい。

(4) その他留意事項

- ・ 優先交渉権者の企画提案については、更により良い内容とするために、神戸市と協議の上、提案内容の一部変更を求める場合があります。
- ・ コンテンツは外国人観光客対応とするため、英語表記は必須とし、ピクトグラム等を使用するなどの工夫をして下さい。
- ・ 掲載する観光情報等については、改変の可能性があるため、容易に変更可能な仕様とすることとし、掲載内容については、契約後に神戸市と協議して決めて下さい。
- ・ AR の構築に関して、現地への新たな設置物は原則不可とします。ただし、AR の起動に必要なマーカの貼り付けなど、既存の設置物に対する軽微な変更、その他 AR の構築に関して必要と思われる新たな設置物は、神戸市と協議の上、可能です。
- ・ AR の環境は、アプリもしくはブラウザのいずれで構築しても構いません。ただし、Chrome、Safari 等の一般的なブラウザに対応して下さい。また、アプリについては、App Store や Google Play にリリースする際の費用は、本業務の委託費に含みます。
- ・ AR の構築に関して、多くの方が利用できるよう、利用できる携帯端末は複数の OS に対応出来るようにして下さい。
- ・ 今回整備する AR は、将来のエリア拡大（ハーバーランド及び新港突堤西地区等）の可能性に配慮したシステムとして下さい。
- ・ メリケンパーク内で整備済みの KOBE Free Wi-Fi の仕様は以下のとおりです。
 - (Ⅰ) スペック : 2.4GHz 802.11b/g/n 300Mbps
5GHz 802.11a/n/ac 867Mbps
 - (Ⅱ) 同時アクセス数 : アクセスポイントあたり最大 512 クライアント接続可能
 - (Ⅲ) 設置台数 : 4 台

5 応募手続き

(1) 応募申請手続き

- | | |
|------------|--|
| ア 提出期限 | 【応募申込書】 令和 3 年 2 月 9 日 (火) 17 時必着
【企画提案書】 令和 3 年 2 月 15 日 (月) 17 時必着 |
| イ 提出書類 | ① 応募申込書 様式 2
② 事業者概要書 様式 3
③ 誓約書 様式 4 |
| ウ 提出部数 | 1 部 |
| エ 提出方法 | 持参あるいは書留郵送又は宅配便にて提出して下さい。ただし、持参にて提出の場合は、提出日時を予め担当者に連絡し、受付時間は原則として、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時まで及び土日祝日を除く）とします。 |
| オ 提出先 | 〒650-0042
神戸市中央区波止場町 2-2 神戸海洋博物館内
一般財団法人神戸観光局港湾振興部事業課
担当：谷口・石田
電話：078-327-8981 |
| カ 応募資格決定通知 | 応募資格を有しないと判断された応募者に対しては、令和 3 年 2 月 12 日 (金) までに電子メールにより通知します。 |

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和3年1月22日(金)17時(必着)
- イ 提出資料 様式1 質問票
- ウ 提出方法 神戸観光局へ電子メールで提出して下さい。なお、電話・FAX等での問い合わせは一切受け付けません。
提出用アドレス：info-meriken@kcva.or.jp
- エ 質問の回答 回答は令和3年1月下旬(予定)を目途に神戸観光局港湾振興部のホームページに掲載します。
URL：<http://www.kobe-meriken.or.jp/news/>

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出書類 企画提案書 様式5を表紙として下さい
※企画提案書はA4版とし、表紙を含めて10ページ以内として下さい。
なお、企画提案書には以下の項目を必ず盛り込んで下さい。
※企業が特定されるような企業名等の記載は控えて下さい。
- ① コンセプト、コンテンツ
 - ② AR ツールの操作画面がわかるもの
 - ③ マーカー配置案
 - ④ システム構成案
 - ⑤ 広報手法
 - ⑥ 業務費の見積積算根拠
 - ⑦ 保守運用手法、概算
 - ⑧ 設計・開発工程表
- イ 提出部数 企画提案書 12部(正本1部、副本11部)

(4) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成及びプレゼンテーションに要する費用は、応募者負担とします。
- イ 採用された企画提案は、契約後の協議により変更が生じる可能性があります。
- ウ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となります。
- エ 提出された企画提案書は返却しません。
- オ 提出された企画提案書は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しません(神戸市情報公開条例に基づく公開を除きます)。
- カ 期限後の提出、差し替え等は認めません。

6 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、「AR を活用したメリケンパーク魅力向上事業優先交渉権者選考委員会」が行います。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行い、合計点数が最も高い者を優先交渉権者として選定します。
- ウ プレゼンテーション・ヒアリングの開催日時、場所、方法等の詳細については、別途事務局より連絡します。

(2) 審査基準

AR を活用したメリケンパーク魅力向上事業優先交渉権者選考委員会における審査項目及び配点は、下記の表のとおりとします。

1. 審査項目及び配点（100 点満点）

審査項目（配点）	主な審査のポイント
実施体制（15 点）	
実施主体の適格性（10 点）	・ 執行体制の信頼性 ・ 企業の信用力、業務実績 等
地域との連携（5 点）	・ 地元企業などの地域との連携の要素がどの程度含まれているか
デザイン性（70 点）	
独創性（50 点）	・ 斬新かつ独創的なアイデアで来訪を促すようなコンテンツ ・ 来訪者が能動的に体験できるコンテンツ ・ 回遊したくなる工夫 ・ 周囲のデザイン（空間や景観等）の活用 ・ 拡張性のある仕様 等
利便性（20 点）	・ 外国人観光客に対応した表現 ・ 分かりやすいデザイン ・ マーカーの設置方法 ・ 操作の容易さ ・ 安全性への配慮 ・ 情報更新の容易さ 等
経済性（15 点）	
整備費（10 点）	・ 整備費の妥当性
保守運用費（5 点）	・ 適切な保守運用方法及び費用 ・ 運営経費に対する収入源確保の方法 等

2. 評価方法

- ・ 5 段階で評価を行います。
- ・ 審査項目の配点に下記のとおり係数を乗じて、評価点を算出します。
- ・ 各審査項目の評価点の合計点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。
- ・ 不適と評価された審査項目がある応募者は、その時点で失格となる場合があります。

評価	係数	
A	非常に優れている	1.0
B	優れている	0.8
C	普通	0.6
D	やや劣っている	0.4
E	劣っている	0.2
X	不適	0

(3) 注意事項等

- ア プレゼンテーションは、応募企業又は企業グループの者が実施することとし、発表者も含めて同席できるのは3名までです。
- イ プレゼンテーションに参加しなかった応募者は失格となる場合があります。
- ウ プレゼンテーションの方法は応募者の任意とします。
- エ プレゼンテーションの時間は10分を目安とし、その後質疑応答時間を設けます。
- オ 応募者が多数のときは、提出された企画提案書等を事前審査し、プレゼンテーション審査へ進める応募者を5組程度まで選定する場合があります。
- カ プレゼンテーションは、企画提案書類等に記載された内容をより具体的に審査委員に説明していただくため、動画を活用するなど工夫して下さい。プロジェクターの使用は可能です。なお、プレゼンテーションで用いる動画等のデータは事前に事務局までメール等の電子媒体にて提出して下さい。
- キ プレゼンテーションを円滑に進めるために、企画提案書類等の内容に係る質問事項を事前に送付する場合があります。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した応募者は、選定対象から除外します。

- ア 優先交渉権者決定までの間、選定委員、神戸市職員、神戸観光局職員等に対して、審査に関する働きかけを行うなど、本公募に関する不正な接触の事実が認められたもの
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行ったもの
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示したもの
- エ 提出書類に虚偽の記載を行ったもの
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったもの
- カ 優先交渉権者決定前後に関わらず、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたもの

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は応募者（企業グループの場合は代表企業）に文書で通知します。選定結果に対する問合せ・異議等については、応募者に限らず一切応じません。また、選考委員会で優先交渉権者として決定した申込内容については、企業名・事業計画概要・審査結果を、神戸市及び神戸観光局のホームページで公表します。なお、優先交渉権者以外の評価点等の審査結果は企業名を伏せて公表します。

7 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結します。契約内容は神戸市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあります。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、神戸市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払います。

(3) 契約書案

別紙2を参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。

8 提出先・問い合わせ先

〒650-0042 神戸市中央区波止場町2-2

一般財団法人神戸観光局港湾振興部事業課 担当：谷口・石田

電話 078-327-8981

メール info-meriken@kcva.or.jp